

ご利用約款



おこせ
越生ゴルフクラブ

(約款および諸規定の遵守)

第1条 当ゴルフ場を利用される方は、会員・非会員を問わず、安全で快適なプレーをお楽しみいただくため当クラブ規約・細則・日本ゴルフ協会の規約等によるほか本約款に従ってご利用いただきます。

(約款の確認と署名)

第2条 当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、来場の際フロントにおいて本約款を確認したうえで、所定の署名簿に署名して下さい。

(利用の申込と予約)

第3条 当ゴルフ場をご利用されるときは、別に定めた要領により、プレー日及びスタート時間をお申し込み下さい。

(休場日・開場時間)

第4条 休場日と開場時間は、当ゴルフ場の規定によりますが、臨時に変更することがあります。

(施設利用の拒絶)

第5条 当ゴルフ場は次の場合に施設のご利用およびご利用の継続をお断りすることがあります。

- ① 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- ② 非会員の利用に際し、会員の同伴または紹介等がないとき。
- ③ 天災・天候その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- ④ 暴力団関係者・反社会的組織の団体構成員、その他暴力的不法行為を行う恐れのある者。
- ⑤ 当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。
- ⑥ 本約款に違反したとき。

(利用継続の拒絶)

第6条 当ゴルフ場では、次の場合にはプレーの途中においても利用継続をお断りすることがあります。この場合の利用料金はお支払い頂きます。

- ① 天災・天候その他やむを得ない事情により施設の利用ができないとき。
- ② 集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある者と認められたとき。その他公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為、または当ゴルフ場に対して好ましくない行為があったとき。
- ③ その他本約款に違反したとき。

(金銭その他貴重品の保管)

第7条 金銭その他の貴重品は貴重品ロッカーにお預けいただくか、当ゴルフ場所定の封筒に入れ記名封印をしてフロントにお預けいただかない限り当ゴルフ場は責任を負いません。
また、封筒に入れてお預かりした貴重品は、預り証の持参人に預り証と引換えにお渡しいたします。預り証を紛失した場合は、直ちに届け出て下さい。

(携帯品・自動車)

第8条 利用者の携帯品や駐車場の自動車につきましても、盗難及び損傷等当ゴルフ場は責任を負いません。

(ロッカーの鍵)

第9条 当日貸しロッカーの鍵はロッカー使用終了までお預かりいたしません。
当日貸しロッカーの鍵とともにその収納品の盗難・紛失・損傷等について、当ゴルフ場は責任を負いません。

(危険防止責任とエチケット・マナーの厳守)

第10条 ゴルフは時により危険を伴う場合がありますので、プレーヤーはエチケット・マナーを守り、キャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の責任においてプレーして下さい。
万プレー中に他のお客様に損傷を与えた場合、お客様自身の責任において解決していただくこととなりますので、十分ご注意下さい。

(素振り)

第11条 素振りは、ティグラウンド内の打席、または特に指定された場所以外では行わないで下さい。なお、プレーヤーは自己の打順以外はティグラウンドに立ち入らないで下さい。

(飛距離の確認)

第12条 先行組に対しては、後続組の打者はキャディのアドバイス如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して先行組に打ち込まないように注意して下さい。

(キャディおよびフォアキャディの合図)

第13条 キャディおよびフォアキャディの合図は、先行組が通常第二打を打ち終わり通常の飛距離外に前進したと判断されるときは合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断して打球して下さい。

(打者の前方に出ないこと)

第14条 同伴プレーヤーは、打者の前方に絶対に出ないで下さい。打球によって生じた事故は、当事者間で解決して下さい。当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(隣接ホールへの打込み)

第15条 隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、プレーヤーは自己の飛距離・飛球方向について適切に判断し慎重に打球して下さい。

隣接ホールに打ち込んだ場合には、そのホールのプレーヤーに合図をし、邪魔にならないよう留意するとともに、自己の同行者にも十分気をつけ、危険のないことを確認してから打球して下さい。

(退避および待避所)

第16条 後続組に対して打球させるときは、先行組のプレーヤーは、後続組の打者が打ち終わるまで安全な場所に退避して下さい。

待避所の設けられているホールでは、後続組が打ち終わるまで必ず待避所内に退避して下さい。

(ホールアウト後の退去)

第17条 ホールアウトした後は直ちにグリーンを去り、後続組の打球に注意しながら安全な場所を通り次のホールへ進んで下さい。

(雷鳴が発生した場合)

第18条 雷光・雷鳴が発生した場合は直ちにプレーを中断し、ゴルフ場の指示に従い避難小屋・コース売店等安全な場所に避難して下さい。

(火気使用の禁止)

第19条 コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は禁止とします。マッチの燃え殻、煙草の吸殻は必ずよく消して灰皿にお入れ下さい。

(違背の場合の責任)

第20条 当ゴルフ場は次の場合には損害賠償の責任を負いません。

- ① 利用者が第10条、第11条、第12条、第13条、第14条および第15条に違背し第三者に傷害等の事故を発生させた場合。
- ② 利用者が第9条、第10条、第11条、第14条、第16条、第17条および第18条に違背して自ら傷害等を受けた場合。

(プレー終了後の用具等の確認)

第21条 利用者はプレー終了後、クラブ・用具等の点検を慎重に行ってください。確認後のクラブの不足及び損傷等について当ゴルフ場は一切責任を負いません。

(損害賠償の責任)

第22条 利用者の故意または過失による当ゴルフ場の従業員および施設に損害を与えた場合については、その損害額を請求しお支払いいただきます。

(乗用カートの取扱い)

第23条 乗用カートの運転者は確実に操作して人身事故や施設・乗用カート等に損傷を及ぼさないよう十分安全確認を行い利用して下さい。

- ① 乗用カートの発進時は周囲の状況や同行者の安全を確認の上、発進操作を行ってください。
- ② 自動停止装置は、人や物(乗用カート以外)には感知しません。緊急時はブレーキを踏んで停止さ

せて下さい。

- ③ 同行者またはプレーヤーに損害を与えた場合、お客様自身の責任において解決していただきますので、十分にご注意下さい。
- ④ プレーヤーの怪我、カートの故障等で緊急連絡が必要な場合は、クラブハウスにご連絡下さい。
- ⑤ その他、当ゴルフ場が定めた注意事項を遵守して下さい。

(浴場の利用)

第 24 条 浴場においては、下記の方の利用をお断りいたします。

- ① 泥酔の方
- ② 入れ墨のある方
- ③ 他人に感染する恐れのある病気の方

(施設内への持込品の禁止)

第 25 条 当ゴルフ場の施設内には下記のものを持ち込むことをお断りいたします。

- ① ペット等の動物類。
- ② 著しく悪臭を放つもの。
- ③ 銃砲刀剣類。
- ④ 火薬・揮発油等、発火・爆発のおそれがあるもの。
- ⑤ 騒音を発するもの。
- ⑥ その他危険物およびゴルフ場の秩序や雰囲気を損なう恐れがあるもの。

(ゴルフ場における禁止行為)

第 26 条 施設内では下記の行為を禁止いたします。

- ① 賭博その他風紀を乱す行為。
- ② 許可のない物品販売、宣伝広告等の行為。
- ③ 許可のない利用者以外のコース内への立入り。特に許可した場合であっても利用者以外が損害等の被害を受けた場合、当ゴルフ場は損害賠償等の責任を負いません。
- ④ 写真撮影、録音等の行為。(特に許可する場合は除く)
- ⑤ 他人に迷惑を及ぼし、または不快感を与える行為。

(宅配便の取扱い)

第 27 条 宅配便については、その物品の受領・保管・発送等において当ゴルフ場はあくまでも当事者を代行して行うもので、その間の事故発生の場合一切の責任は負いません。

(個人情報の取扱い)

第 28 条 当ゴルフ場は予約時点で電話・FAX・電子メール等で頂いた個人情報とプレー当日に署名を頂いた個人情報につきましては、当ゴルフ場のプライバシーポリシーに則り、安全に管理いたします。

(信義則)

第 29 条 その他の規約および本約款に定めのない事項は、ゴルフプレーの精神に則り、信義・誠実の原則に従って解決するものいたします。

また、変更事項・臨時決定事項等については、この利用約款に反しない限り別に定める当クラブの規程を適用いたします。

(附則)

本約款は平成 23 年 1 月 16 日より施行する